

部長及び参事官
殿
所 属 長

監 察 発 第 1 1 号
平成28年 1 月 7 日
30年保存（口訓）
本 部 長

高知県警察救慰金制度の実施について（通達甲）

県警察における救慰金制度については「救慰金制度の実施について（例規）」（昭和48年 4 月14日監察発第66号）に基づき運用しているところであるが、高知県警察公文書管理規程（平成27年 6 月本部訓令第18号）の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、当該救慰金制度について次のとおり定め、平成28年 1 月12日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

記

第 1 救慰金を授与する場合

県警察における救慰金は、警察官の正当な職務執行に直接基因して当該警察官の配偶者・父母又は子が他人から危害を加えられ、そのために死亡し、又は重い障害が残り、かつ、警察庁長官から救慰金が授与された場合において、本部長が当該警察官に対し授与するものとする。

第 2 救慰金の額

救慰金は、警察庁長官の授与した救慰金の額と同額とする。

第 3 救慰金の授与の要件

- 1 加害行為が、警察官の正当な職務執行に直接基因して行われたものであること。すなわち、次のいずれかの場合に該当すること。
 - (1) 警察官の正当な職務執行に伴う怨恨による場合
 - (2) 警察官の正当な職務執行を妨害又はけん制する意図による場合
- 2 加害行為による被害の程度が、次のいずれかに該当すること。
 - (1) 死亡した場合
 - (2) 重い障害（地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表第3の第1級から第6級までの障害等級に該当する障害をいう。）が残る場合
- 3 被害者が当該警察官の配偶者、同居の父母又は子（当該警察官が単身赴任をしている場合の別居の父母又は子及び遊学のため別居中の子を含む。）のいずれかであること。
- 4 当該警察官の職務執行に違法又は著しい不当行為が認められたときその他救慰金を授与することがふさわしくないと本部長が認めたときは、救慰金は授与しない。

第4 報告

所属長は、救慰金を授与する場合に相当する事案が発生し、又は認知したときは、速やかに、別記様式の救慰金授与上申書により監察課長を經由して本部長に報告しなければならない。

別記様式（第4関係）

発第 号 年 月 日	
救慰金授与上申書	
本部長 殿	所 属 長
救慰金を受ける者の階級、氏名及び年齢	
被害者の職、氏名、年齢及び職員との続柄	
事案の概要及び被害程度	
その他参考意見	
（添付書類） 診断書、死亡診断書、死体検案書、警察官と被害者との続柄に関する市町村長の発行する証明書、現認書、事実証明書その他必要があると認める書類	